

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 小 林 寿 雄
同 小 川 信 幸

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

岡山グリーンサービス株式会社

（西部リユースぷらざ）

平成29年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

平成31年1月4日から平成31年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

平成29年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、協定書の内容に沿って適切に実施されているものと認められた。

また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

○指定管理に係る施設の概要

施設名称 西部リユースぷらざ
設置場所 岡山市北区野殿西町428番地2
規模 鉄筋コンクリート造・鉄骨造地上3階地下1階建物の2階部分
開設 平成27年1月
利用料金制 導入無し

○指定管理者（非公募）

名称 岡山グリーンサービス株式会社
所在地 岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル4F
設立年月日 平成24年1月11日

指定管理者の指定 本法人は、岡山市から平成27年1月1日から平成46年12月31日までの期間、西部リユースぷらざの管理を行う指定を受けている。

1 設置条例に規定された施設の設置目的

岡山市西部リユースぷらざ条例(平成26年3月25日市条例第48号)第1条より、「資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくため、市民自らが廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をすることにより、ものを大切にする心を養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資するため、岡山市西部リサイクルプラザ内に西部リユースぷらざを設置する。」

2 施設の利用状況について

年 度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
一般入館者数	8,247 人		8,421 人		8,452 人	
視察・見学者数	36 件	544 人	21 件	521 人	32 件	612 人
体験コーナー利用者数	207 人		146 人		149 人	
研修室等利用者数	1 件	38 人	3 件	67 人	0 件	0 人
計	37 件	9,036 人	24 件	9,155 人	32 件	9,213 人

3 指定管理料について

西部リユースぷらざの管理に必要な経費は、「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業運営業務委託」契約に基づき支払われる委託料に含まれており、別途、岡山市から当施設に係る指定管理料の支出はない。

4 指定管理業務の内容について

平成29年度における指定管理業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 指定管理者が行う業務

- ・西部リユースぷらざの利用の許可に関する業務

- ・西部リユースぷらざの再生品展示室等の維持管理に関する業務
- ・その他西部リユースぷらざの管理上必要な業務

(2) 自主事業

- ・実施していない。